

「新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価方法書」についての 熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

[大気環境]

〈大気質〉

(1) 上層気象の調査期間は、夏季と冬季となっているが、この地域では、大気が拡散しにくく、大気中の汚染物質が地表付近に溜まる現象（短時間安定状態と大気汚染物質濃度の上昇）は春季に、上下の大気の混合が起こりにくい逆転層は冬季に発生しやすいため、調査は春季と冬季に実施すること。

[水環境]

〈地下水〉

(1) 事業実施予定地周辺には、地下水流の影響により、地面が陥没する事例があることから、陥没事例をヒアリング等で把握すること。

また、現地調査においては、ボーリング調査結果及び地下水位の季節変動から、事業実施予定地の地質構造や地下水の動態状況を可能な限り把握すること。

(2) 存在供用時の予測手法について、雨水の地下浸透量の変化に加え、当該事業による取水の影響（ $200\text{ m}^3/\text{日}$ ）も考慮した予測手法とすること。

[動物・植物・生態系]

〈全体事項〉

(1) 当該地は、植生図ではクヌギ林になっているが、この何十年間の中で自然度が高い林になっている。また、景観としても農地の中に里山的なものが広がっているため、施設配置計画について、可能な限り残存できる樹木帯は残し、現在生育している樹木等を活用した緑化計画とともに、現地調査、予測及び評価の結果を踏まえ、周辺環境への影響が予見される場合は、必要に応じて事業計画を見直し、再度予測及び評価を行うなど、結果を踏まえながら事業計画の見直しを適宜行うこと。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈景観〉

(1) 事業実施区域に接する県道住吉熊本線は、交通量が多く人の目に触れる可能性が高いため、今後事業計画を決定する際に、煙突・施設高さ、県道から施設をどの程度離すのか十分検討するとともに、県道沿いから煙突やクローズド型の屋根がどのように見えるのか、県道を通行する車両の運転者の視点からの景観について、必要な地点からの調査、予測及び評価を行うこと。

[廃棄物・温室効果ガス]

〈廃棄物〉

(1) 予測の基本的な手法について、近年、環境への負荷を軽減するため循環型社会の構築を目指しており、建設リサイクル法等にもあるように可能な限り廃棄物のリサイクルを推奨していることから、発生する廃棄物の種類ごとに量を予測し、その処理方法を踏まえて評価すること。